

# 送配電等業務に関する 電気供給事業者間の 紛争を解決するため、 ADR法に基づく和解の仲介 あっせん・調停を行います。



## 「かいけつサポート」とは

トラブルが生じた際に、当事者との利害関係のない公正中立な第三者(学識経験者や弁護士等)が当事者の間に入り、双方の話をよく聴いて、話し合いによる柔軟な解決を図る手続です。当機関の手続は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」に定められた厳格な基準をクリアし、平成27年8月26日に法務大臣の認証を受けた「認証紛争解決手続」です。



お問い合わせ



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

紛争解決対応室

Tel. **03-6632-0909**

<https://www.occto.or.jp/funsokaiketsu-o@occto.or.jp>

〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN

## 例えば、こんな時にご相談ください

- 一般送配電事業者と小売電気事業者との託送供給に係る契約に関し、技術的な観点から正常な系統運用に与える支障の有無についての争いが生じた場合
- 系統接続に係る契約に関し、工事費負担金の金額や工期についての争いが生じた場合
- 送配電等業務指針の規定に関する争いが生じた場合

※送配電等業務に直接関わる紛争を対象としており、例えば、FIT法の解釈のみを問題とするものや、個人の土地の権利に関するもの、消費者との営業上のトラブルなどは対象としません。

※「送配電等業務」とは、電気事業法の規定により、「一般送配電事業者及び送電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務」とされています。

## 利害関係のない 中立な第三者が手続を行います

- 学識経験者(電気工学、法学、経済学など)
- 弁護士等
- その他の専門家

当事者との利害関係が認められる場合は、パネル実施者として選任されません(除斥)。また、手続の公正な実施を妨げるおそれがある場合は、当事者からそのパネル実施者の解任を申請することができます(忌避)。

## 裁判によらず、円満な解決を目指します

迅速かつ少額費用で、トラブルを専門家が解決へと導きます。かいけつサポートと裁判の違いは以下の通りです。

### 裁判と「かいけつサポート」の違い(主なもの)

	裁 判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保持	公開	非公開(原則)
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	ある	なし

# 電力広域的運営推進機関におけるあっせん・調停手続について

電力広域的運営推進機関は、送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争を解決するため、あっせん・調停手続を行います。

## 1 あっせん・調停手続の対象

送配電等業務に関する電気供給事業者間の紛争

ただし、次の場合は除きます。

- 他の機関によるあっせん・調停等の紛争解決手続が係属中である案件
- 不当な目的のみだりに申請をしたと認められる案件
- 紛争の主たる論点が当機関の関与した業務の適否に関する案件
- その他他機関のあっせん・調停手続の対象とすることが不適切であると認められる案件

## 2 手続実施者の選任に関する事項

あっせん・調停手続は、中立的な第三者である、法学、経済学、電気工学等の学識経験者と弁護士等によって構成される「紛争解決パネル」が行います。パネル候補者は当機関のホームページに掲載しております。

## 3 あっせん・調停手続の費用

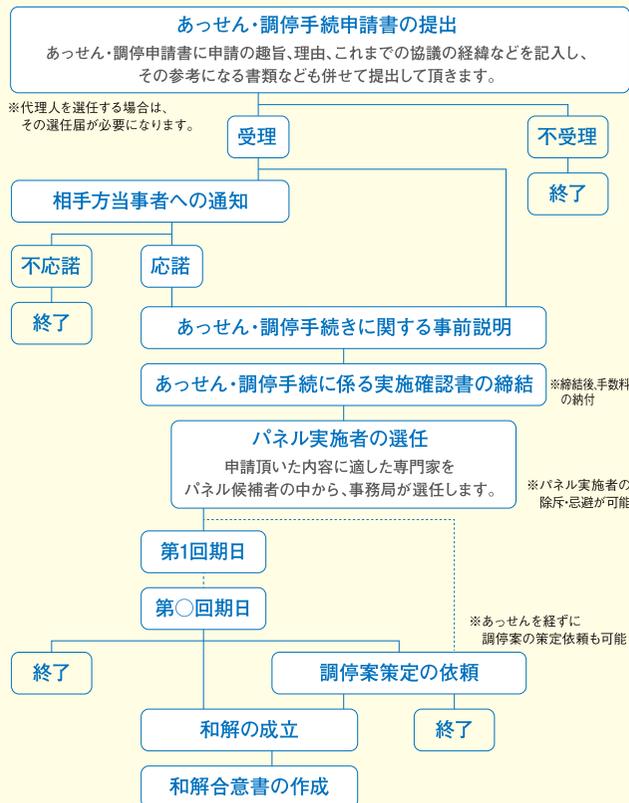
申請手数料 1件につき ..... **2万円** + 消費税等

調停手数料 1件につき ..... **20万円** + 消費税等

この金額を、当事者間で按分します。その他、当事者が各々の主張を立証するために自ら行った調査等に関する費用や、手続に出席するための旅費や交通費は、自らのご負担となります。

## 4 あっせん・調停手続の進行

- あっせん・調停手続は、当事者の同意がある場合を除き、非公開です。
- 期日は、当事者と調整し、紛争解決対応室よりお知らせ致します。
- あっせん・調停手続は、双方の当事者が出席した上で行います。ただし、一方の当事者が出席すると回答したにもかかわらず欠席した場合や、一方の当事者が予め他方の当事者のみが出席した状態で手続を行うことについて同意した場合など、紛争解決パネルが当事者間の衡平を害さないと認めるときは、一方の当事者が欠席した状態で行うこともできます。
- 紛争解決パネルが、必要と認めた場合は、当事者に対し、当該当事者の主張を記載した文書及び証拠の提出を求めることがあります。



## 5 秘密の取り扱い

紛争解決パネルには、「あっせん・調停手続に関する規程」に基づく守秘義務があります。また、事務局となる当機関の職員は電気事業法により守秘義務が課せられており、あっせん・調停手続においてお預かりする当事者の法人情報や個人情報等の秘密情報は、紛争解決対応室のみで管理し、無断で他の部署に開示されることはありません。セキュリティのための物理的・技術的な管理は、当機関のルールに基づき行っています。

## 6 当事者によるあっせん・調停手続の終了

当事者は、いつでも所定の様式を紛争解決パネルに提出することで、あっせん・調停手続の終了を申請することができます。また、期日においては口頭でも終了の申請が可能です。

## 7 紛争解決パネルによるあっせん・調停手続の終了

紛争解決パネルが、当機関のあっせん・調停手続によっては紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、手続を終了することができます。この場合、あっせん・調停手続は終了し、その旨を当事者に配達証明郵便で通知致します。

## 8 和解合意書の有無と部数

あっせん・調停手続において、当事者間で和解が成立した場合には、当事者が署名（記名・押印）し、全当事者数に1部を加えた部数の和解合意書を作成します。作成した和解合意書は、当事者に各1部を配達証明郵便で送付し、1部を手続実施記録として当機関で保管します。